

読書コーナー

下町ロケット

著者：池井戸潤
出版：小学館文庫

阿部寛主演でドラマ化をして話題となりました。

作者は半沢直樹シリーズで有名な方なので、この作品を知っている方も多いかと思いますが、改めてこの機会に読んでみました。

ロケットの部品を製作する町工場・佃製作所で働く社員たちが奮闘する姿を描いています。

はじめは投げやりだったメンバーが、様々な試練を乗



り越えて一丸となっていくプロセスは、読んでいて胸が熱くなるばかりでした。

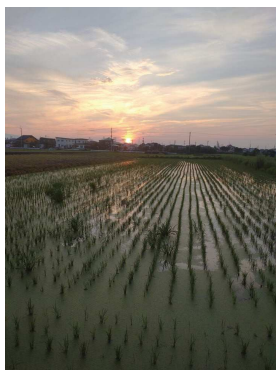
佃製作所のメンバーは与えられたことをこなすのではなく、どうしてもっとよくなるのかを考えながら仕事に取り組んでいた姿が印象的でした。

業種は違いますが、自分たちの仕事もお客様からお預かりしたデータを会計ソフトを使用して製造し、データを納品し、お客様へ販売をさせていただいておりますので、よりよいものを求めて行動を起こしていく姿に大変共感しました。

なかなか物語のようにうまくいくことは難しいですが、自分のためではなく、仕事にかかわってくれるすべての方のことを想って今後も仕事をしていきたいと思いました。

(文責：赤田)

所長の早朝ウォーキングコースから見える朝の景色



日の出



榛名山



赤城山

編集後記

朝晩も気温が下がらず体に負担がかかる時季です。無理をせず涼しい場所で、熱中症対策を万全に過ごしてください。

かなた新聞

KANATA
SHINBUN

令和7年
8月1日発行
第193号

高橋税経グループ

かなた税理士法人

■かなた税理士法人 Tel: 027-364-5566

■群馬M&Aセンター Tel: 027-364-8040

■相続手続支援センター群馬 Tel: 027-363-5959

FAX: 027-364-3959 E-mail: info@kanata-shinbun.jp URL: http://www.kanata-shinbun.jp

所長挨拶



残暑の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

何年か前にもご紹介したことがあると思いますが、今年の夏はしばらく休止していた早朝ウォーキングを復活しました。朝4時半に家を出て、約一時間

のウォーキングを楽しみます。4時半という日の出前。昼中は37度を超える猛暑でも、早朝のその時間はまだ涼しく風も爽やかです。

井野駅近くの家を出て17号バイパスの横断歩道橋を渡り小八木町の集落に入ります。中川小学校の二宮金次郎像を横目に見ながら北上すると正面に鏡の宮神社。小さな村社ですが、近所の人たちがいつも清掃してくれているのか境内は清浄の気に満ちています。わずかなお賽銭を投じてお参りした後さらに北上すると広々とした田園地帯に出ます。ここは昭和59年に完成した高崎北部土地改良区で、中曽根元総理の揮毫した大きな完成記念碑が経っています。正面には榛名山の峰々が聳え、振り

返れば高崎の市街地が通かかなたに見下ろせます。田んぼの間を農業用水が滔々と流れ、マイナスイオンを存分に感じながら歩いているとそろそろ日の出。ちょっと立ち止まってご来光に手を合わせれば猛暑の根源となっている太陽にも感謝の気持ちが芽生えるというもの。

帰り路の途中には薬師堂が祀られており、ここでもちょっと立ち寄ってお参り。南に向かって建てられた祠に手を合わせていると、何故かいつも右ほほに涼やかな東風を受けて、薬師如来のご加護を感じます。薬師様のご加護もあってか、健康状態はすこぶる良好。

朝ごはんも美味しく食べられ、歩行運動が腸を活性化させるいか…(以下省略)。

東京住まいではこうはいかないでしょうが、田舎暮らしならではの特権と捉えてお天気さえ良ければ続けたいと思います。

皆さんもそれぞれお住いの地域でお気に入りのコースを見つけられては如何ですか。

立秋を迎えたとはいえ、猛暑はしばらくの間続きそうです。皆さまには十分にご自愛いただき、毎日をお元気に過ごされますよう心からお祈り申し上げます。

最終ページに早朝ウォーキングの写真を掲載しております。



Contents

- p1 所長挨拶・目次
- p2 税務トピックス
- p3 Q&Aコーナー

- p4 読書感想文
- p4 編集後記



かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

知らないと損する!?

お金や税金ニュース

中小企業を取り巻く事業承継の現状と

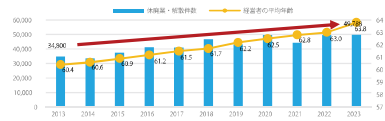
計画的な取組の必要性

事業承継とは、“現経営者から後継者へ事業のバトンタッチ”を行うことですが、企業がこれまで培ってきたさまざまな財産（人・物・金・知的資産）を上手に引き継ぎ、承継後の経営を安定させるために重要です。

事業承継の現状

中小企業の休廃業・解散は年間約4万件と高水準で推移し、経営者の高齢化も進んでいます。（図表1）代表者の多くが60歳以上となっており、事業承継の遅れは、雇用や技術の喪失といった深刻な課題につながっています。

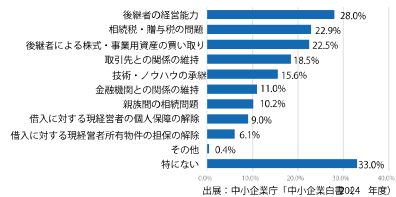
図表1：休廃業・解散件数と経営者平均年齢の推移



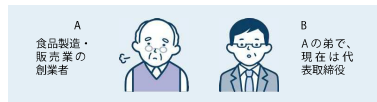
早めの取組が必要

経営者が70歳以上の企業でも、後継者が未定または承を得ていないケースが3割超あり、事業承継の準備が進んでいないのが現状です。税や親族間の問題に加え、経営力や関係性、ノウハウなど“見えにくい資産”の承継も大きな課題です。（図表2）これらの引き継ぎには時間がかかるため、計画的かつ早期の取組と、承継後も支援できる体制づくりが重要です。

図表2：後継者決定企業における、事業承継の際に問題になりそうなこと



計画的に事業承継に取り組まないと…

CASE1 事業承継の準備をしないまま
経営者の判断能力が低下したケース

創業者Aは数年前から判断能力が低下。共同経営者Bも体調を崩し退任を望むが、親族内に後継者が不在。業績は悪化し、Aが連帯保証していた債務が個人資産を上回る状態に。Aの相続人に多額の債務が残る可能性が生じている。

POINT

事業承継の準備を怠ったことで、経営の継続が困難になったケース。後継者不在が予想される場合は、早期に親族外承継も含めた対策が必要。

CASE2 自社の魅力を後継者に承継できず取引先との友好関係を築けていないケース



創業者Cは、長男Dを取締役に就任させたが、製品へのこだわりや魅力が十分に伝わっていないと感じている。Dは取引先との関係構築にも消極的で、Cは今後も顧客の期待に応え続けられるか不安を抱えている。

POINT

後継者に会社の強みや思いが伝わらず、取引先との信頼関係が築けていない事例。現経営者が後継者と対話を重ね、事業や自社の価値を共有する機会を持つことが重要。

事業承継では知的資産の引き継ぎが重要で、時間をかけた準備が不可欠です。

現経営者と後継者が早期に対話を始め、知的資産を見える化することで、円滑な承継と会社の魅力向上に繋がしましょう！

Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



Q 会計事務所の新人職員です。

私が担当している会社（消費税課税事業者で、消費税の申告方法は原則（本則）課税によっています）の消費税の中間納付額を試算したところ、仮決算に基づく中間申告を行った場合には控除不足額が生じることが分かりました。

上記のような場合、仮決算に基づく中間申告によって生ずる消費税の控除不足額の還付を受けられれば、その会社の資金繰りの改善につながるのではないかと考えたのですが、そのようなことはできるのでしょうか。教えてください。

A 消費税の中間申告を仮決算に基づいて行った場合に控除不足額が生じても、残金ながらその控除不足額の還付を受けることはできないこととされています。詳細は下記解説をご参照ください。



1. 消費税法上の中間申告の規定の概要

消費税法上、事業者（免税事業者および課税期間特別選択・変更届出書を提出している事業者を除きます）は、その課税期間開始の日以後一定の期間ごとに区分した各期間（中間申告対象期間）につき、原則として、その中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した申告書（中間申告書）を税務署長に提出しなければならないと定められています。

また、中間申告書を提出すべき事業者が中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、それに基づいて納付すべき消費税額および地方消費税額を計算することも認められています。

2. 仮決算において控除不足額（還付額）が生じた場合の取扱い

消費税法上、事業者が仮決算をした場合の中間申告の規定により仮決算をして中間申告書を提出する場合において、課税標準額に対する消費税額から控除されるべき消費税額を控除して控除不足額が生じるとしても、その控除不足額につき還付を受けることはできないこととされています（※）。

したがって、今回のご相談の場合のように、消費税の中間申告を仮決算に基づいて行った場合に控除不足額が生じても、その中間申告によって控除不足額の還付を受けることはできないこととなります。

（※）なお、控除不足額が生じた場合の中間納付額は、0円となります。

check!

